

お客さま各位

湘南信用金庫

休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

平成30年（2018年）1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、最終異動日等から10年6ヶ月を経過する日までに、金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構へ納付させていただきます。

つきましては、当金庫の各預金規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申し出によりいつでも払戻しいたします。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由を行います。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は次頁のとおりです。

預金の種類

預金等の種類	認可を受けた事由
普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含む）	下記①～④に掲げる事由 ※ ①は証書を除く ※ ③の（d）は総合口座への組入・組入の解除のみ
貯蓄預金	下記①～③に掲げる事由 ※ ①は証書を除く ※ ③は（a）、（c）に掲げる事由のみ（デビットカード取扱変更は除く）
納税準備預金	下記①に掲げる事由（証書を除く）
通知預金	下記①、③に掲げる事由 ※ ①の記帳は記帳する取引がない場合を除く ※ ③は（d）に掲げる事由のみ（総合口座への組入、組入の解除は除く）
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	同 上
自由金利型定期預金（大口定期）	同 上
期日指定定期預金	同 上
変動金利定期預金	同 上
自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	下記①、③、④に掲げる事由 ※ ①の記帳は記帳する取引がない場合を除く ※ ③は（d）に掲げる事由のみ
自動継続自由金利型定期預金（大口定期）	同 上
自動継続期日指定定期預金	同 上
自動継続変動金利定期預金	同 上
積立定期預金	下記①に掲げる事由 ※ ①は証書を除く ※ ①は繰越を除く ※ ①の記帳は記帳する取引がない場合を除く
定期積金	同 上
1ヶ月定額複利預金「湘南アゲイン」定期預金	下記①に掲げる事由 ※ ①は通帳を除く ※ ①は記帳を除く

異動事由

① 預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行、繰越を含む。）、記帳、ストライプ修復。
② 預金者等によるATMでの残高照会、及び取引履歴照会（当庫ATM取引に限る）。
③ 預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。 （a）キャッシュカードの発行、再発行、解約 （b）口座種類変更（有利息・無利息の切替） （c）ATMでの暗証番号、利用限度額、デビットカード取扱変更 （d）媒体切替（通帳式から証書式又は証書式から通帳式への変更、総合口座への組入・組入の解除）
④ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記3.（1）及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

預金等の種類	法定異動事由	当金庫が行政庁から認可を受けている異動事由							
		通 帳			証 書			残高等 の ご照会	ご契約 内容の 変更等
		発 行	記 帳	繰 越	発 行	記 帳	繰 越		
当座預金	引出し、預入れ、振込の受入れ、 振込による払出し、口座振替等による当該預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由	—	—	—	—	—	—	—	
普通預金		○	○	○	—	—	—	○ (※1)	○ (※2)
貯蓄預金		○	○	○	—	—	—	○ (※1)	○ (※2)
納税準備預金		○	○	○	—	—	—	—	—
通知預金		○	—	—	○	—	—	—	○ (※4)
定期預金		○	○ (※3)	○	○	○	○	—	○ (※4)
積立定期		○	○ (※3)	○	—	—	—	—	—
定期積金		○	○ (※3)	—	—	—	—	—	—
財形預金	休眠預金等活用法の対象ではございません。								
マル優預金									

※1 当金庫のATMによるお取引に限る

※2 お客さまのお申し出によるキャッシュカードの発行・再発行・解約、口座種類の変更（有利息・無利息の切替）、ATMでの暗証番号・利用限度額・デビットカード取扱変更

※3 記帳する取引がない場合を除く

※4 お客さまからの申し出による媒体切替（通帳式から証書式又は証書式から通帳式への変更、総合口座への組入・組入の解除）

